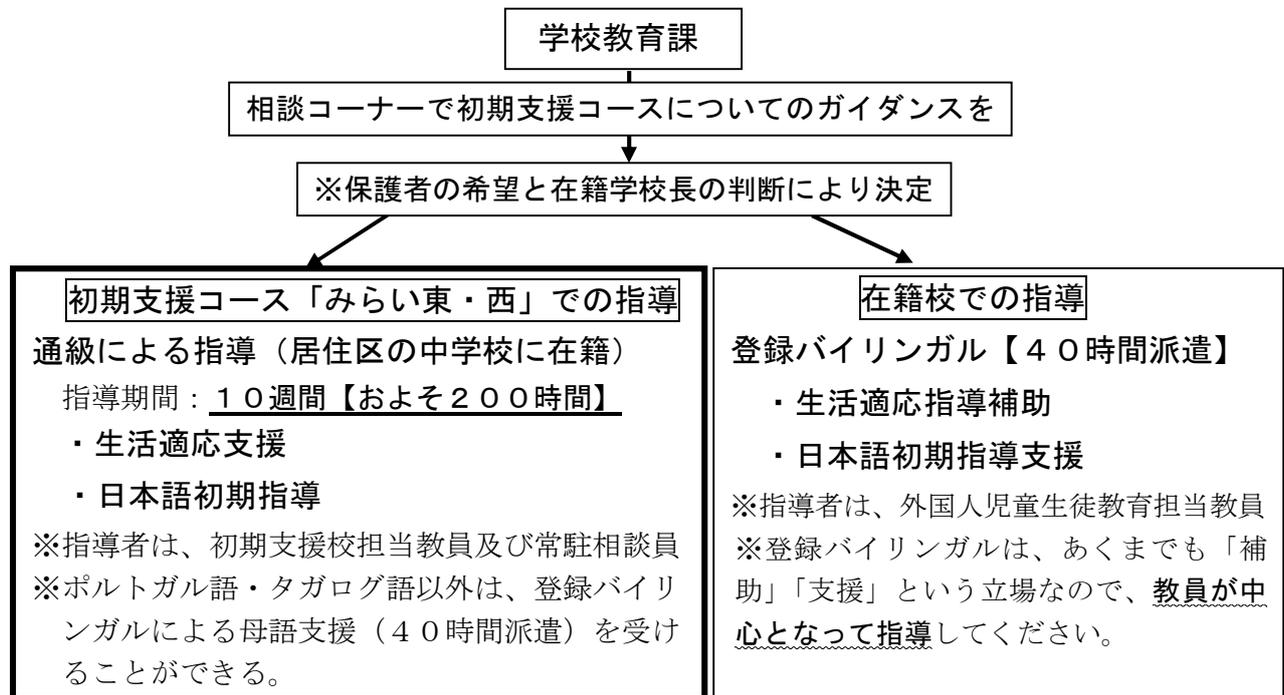


外国人生徒の初期支援について【中学校】

1 登録バイリンガル派遣時間

初期支援における登録バイリンガル派遣時間は、以下のとおりとします。



※登録バイリンガルは人数や言語に限りがあるため、実施時期等、学校の希望に添えない場合があります。また、登録バイリンガル総派遣時間にも限りがあるため、上記のとおり時間を派遣できるわけではありません。ご承知おきください。

2 計画作成と報告（学校との打ち合わせ）

【在籍校で指導を受ける場合】

以下の流れで、初期支援を実施します。

- ①学校教育課での編入手続き時に、保護者に登録バイリンガル支援の希望を伺う
- ②登録バイリンガルと相談員が学校に訪問し、学校と支援日時を相談（1時間程度）
学校は「登録バイリンガル活動予定表」を作成し、担当指導主事に提出
※「登録バイリンガル活動予定表」は、相談員と打ち合わせをしながら作成します
- ③登録バイリンガルの活動（40時間）
- ④登録バイリンガル支援終了後、学校は、「登録バイリンガル活動報告書」を担当指導主事に提出

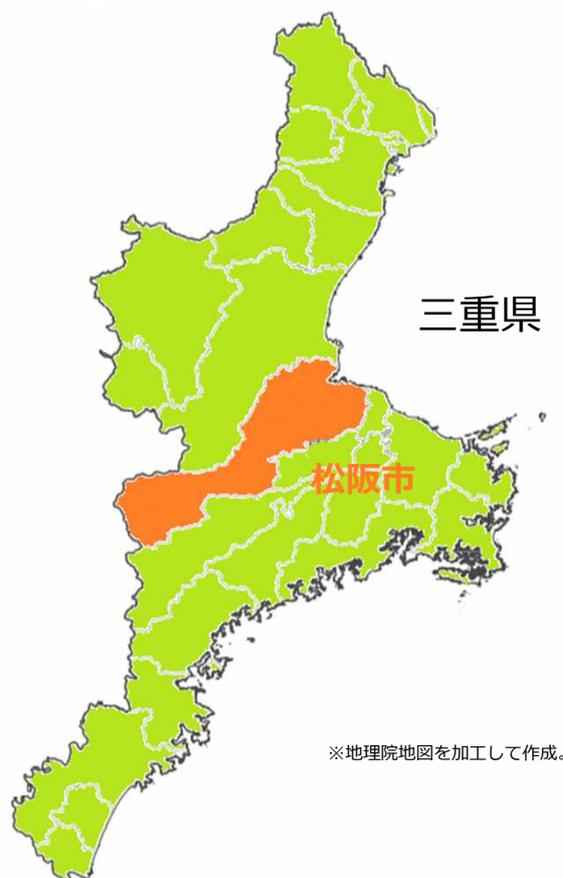
【初期支援校で指導を受ける場合】

上記①～④の手続きをすべて初期支援コースで実施します。

3 その他

初期支援終了後も、必要に応じて（例：部活動入部の説明や行事の事前指導など）登録バイリンガルの派遣が可能です。その場合は、担当指導主事にご相談ください。

松阪市教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
164,018人	4,425人 (2.7%)	①フィリピン ②中国 ③ベトナム	372人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和元年6月末時点）

外国人住民の居住の状況

本市の外国人住民総数は、令和元年5月1日現在、4,425人（前年比+284人）で総人口の約2.7%に相当します。フィリピン国籍者が全体の約54%を占めているのが本市の特徴です。外国人住民数は緩やかに増加傾向にあり、ここ数年はベトナムからの労働者が増加しています。令和元年9月1日現在、市内の小中学校に在籍している外国籍児童生徒は347人（前年比+18人）です。また、日本語指導が必要な児童生徒は、271人（前年比+3人）で、16小学校6中学校に在籍しています。271人のうち228人がフィリピン国言語の児童生徒で、全体の84%を占めています。ここ数年、外国人児童生徒数は増加傾向にあり、一部の中学校区に集中しながらも、広域化傾向にあります。ベトナム、インドネシア、ネパール、アフガニスタンなど少数言語の児童生徒も在籍しています。

外国人児童生徒の受入について

松阪市教育委員会

1. 受入の流れ

- ① 戸籍住民課 … 住民登録（登録した情報は、学齢簿システムに自動的に共有される）
学齢相当の子どもがいる場合、日本の学校への就学の意思を尋ね、希望があったり迷ったりしている場合には教育委員会につなぐ。
 - ② 学校教育課 … 就学に関する説明、海外での就学状況等の聴き取り
在籍校の決定・転入学日の決定・入学手続き日の決定
結核検診の予約 結果が出てから登校
新1年生に対しては、9月時点で入学希望届を郵送。返信が無い場合には学校による家庭訪問を実施。
 - ③ 学校支援課 … いっぱ教室の案内
 - ④ 在籍校 … 編入手続き、いっぱい教室についての相談
- ※①～④における説明に当たり、必要に応じて通訳が同席。

2. 教育委員会での確認

名前の確認	
在籍する学校と学年の確認	{ } 学校・{ } 年
確認事項	生年月日 { } 住所 {松阪市 } 国籍 { } 母語 { } わかる言語 { } 来日時期 { } { } 年まで修了
保護者の就労状況	父 { } ・ 母 { }
通訳の必要性	必要 ・ 大丈夫 いっぱい教室の紹介
通級方法の相談	いっぱい教室の場所 バスで行く 詳しくは学校で相談
日本の学校のルール	アクセサリー 化粧 飲食物

3. いっぼ教室の案内

受入可能の確認	可 ・ 不可	(ア)	パンフレットの説明
いっぼ教室に行く日		(イ)	場所確認（通学路）
		(ウ)	通級方法の相談
同校区の児童の確認	いる ・ いない	(エ)	日本の学校のルール
			(アクセサリー 化粧品 飲食物 お菓子)

4. 学校での確認

- ・ 学校教育課からの転入書類をわたす
- ・ 名前、住所、家族構成、連絡先、通学方法、集金の方法
- ・ 学校のルール
- ・ 学用品の確認（受入ガイドブックの活用）
- ・ 服装等の確認（制服、体操服、上履き、体育館シューズ）
- ・ アレルギー、健康面、宗教面で配慮すべきこと
- ・ 初登校の日の時間確認 いっぼ教室への通級についての確認

初期適応支援教室「いっぽ」

～「いっぽ」からひろがり つながる 松阪市の外国人児童生徒教育～

1. 松阪市の現状

令和元年4月現在、松阪市の総人口は約16万人です。そのうち、外国人住民の人口は4425人で総人口の2.76%となります。つまり、40人に1人が外国人住民です。国籍別にみると、フィリピン国籍者(2,435人)が最も多く、次いで中国(651人)、ベトナム(425人)、韓国(234人)、ブラジル(209人)で、計38カ国におよぶ国籍を持つ人々が松阪で暮らしています。これにともない日本語指導が必要な児童生徒も増加しています。

＜資料＞市内小中学校に在籍する外国人児童生徒数と日本語指導が必要な外国人児童生徒数

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2019年度 調査内訳
外国籍児童生徒数	106	127	134	144	157	211	221	262	280	302	329	333	小学校(207) 中学校(126)
日本語指導が必要な児童生徒数	79	99	122	147	150	197	204	232	238	231	268	263	小学校(172) 中学校(91)

2. 「いっぽ」教室って・・・？

日本語に自信のない外国人の子どもの学習を応援する教室として、2007年5月7日に「いっぽ」教室がスタートしました。ここでは、国籍も年齢も違う外国人児童生徒が、それ



ぞれの文化を共有しながら一緒に机を並べて、「はじめての日本語」を学習しています。その他、日本の学校に通わせることが心配な保護者の相談対応や資料の各種翻訳など、市内の小中学校に通うすべての外国人児童生徒の学校生活を支えています。その評判は外国人住民に口コミで広まりました。現在では、外国人児童生徒、保護者、学校をつなぐ重要な場所となっています。

3. いっぽ教室の概要



- ①設置場所 松阪市子ども支援研究センター
※松阪市内の中心部にあり市内循環バスが利用できる。
- ②対象（市内小中学校に在籍）
 - ・基本的な日常会話ができない。
 - ・ひらがな・カタカナの読み書きができない。
- ③実施日・時間
月～金曜日 8:35～11:00 ⇒ 在籍校へ
- ④学習内容
 - ・ひらがな、カタカナ、（小学校低学年の漢字）の読み書き
 - ・日本語による日常会話

4. いっぽ教室の支援体制

<いっぽ教室の運営>

- ・いっぽ教室コーディネーター（1人）・・・教室の運営、在籍校や市教委との連携

<いっぽ学習支援者>

- ・日本語指導員5人（常時2, 3人）・・・授業補助
- ・ボランティアによる学習支援員（約40人）・・・松阪国際交流協会、大学生等
- ・母語スタッフ【タガログ語（毎日1人）・中国語・ポルトガル語等】・・・言葉の支援、通訳・翻訳
- ・松阪市子ども支援研究センター職員（1人）～学校との連携・教室の運営

5. いっぽ教室の日課

【朝の通学の様子】



【日本語学習】

1限目 8:45~9:30 【日本語会話学習】

2限目 9:40~10:25 【日本語文字学習】



いっぽ教室へ入ってくる時期がみんなちがうので、勉強の進み方がちがいます。そのため、指導形態は、できるだけ、個別指導で行うようにしています。日本に来て、不安な子どもたちです。子どもたちの様子をよく見て、習熟状況を把握し、きめ細かな支援を行えるようにしています。母語スタッフの方に、日本語の説明が伝わりにくい時に翻訳して伝えていただいたり、子どもたちの悩みや不安を聞いていただいたりしています。

【いっぽタイム】

3限目 10:30~10:50



友だちと関わりあいながら、学習内容の習熟を図る活動をしています。この時間では、日本の文化や日本での生活についても学習します。

【帰りの会】

帰りの会では、今日の振り返りを行います。今日学習したこと、できるようになったことを発表し、みんなで認め合います。帰りの会では、学校や家庭にむけての連絡帳が渡されます。



項目	いっぼ教室より	学校より	保護者より
1	みんなをていびいにわいていっしょにしようねいっぼ教室	今日は午後から研究員先生で学校にそのまわりです。	
2	おはようとおはようございます	いっぼ教室、英語の先生、日本語の先生、国際交流の先生に会って、みんなの笑顔が素敵です。	
3	いっぼ教室の先生、おはようございます。いっぼ教室の先生、おはようございます。	2学期の先生も、みんなの笑顔が素敵です。	
4	いっぼ教室の先生、おはようございます。いっぼ教室の先生、おはようございます。	いっぼ教室で授業の先生も、みんなの笑顔が素敵です。	
5	いっぼ教室の先生、おはようございます。いっぼ教室の先生、おはようございます。	いっぼ教室で授業の先生も、みんなの笑顔が素敵です。	

いっぼ教室では、外国人児童生徒一人ひとりの連絡帳を作っています。いっぼ教室の先生は教室での学習内容などを、外国人児童生徒の担任の先生へ連絡し、担任の先生は午後からの学習内容などを保護者に連絡するというサイクルです。この連絡帳が、外国人児童生徒と保護者・担任の先生・いっぼ教室をつないでいます。

6. いっぼ教室での学習を終えて～いっぼ終了式～



いっぼの修了式には、松阪国際交流協会の古市会長をはじめ在籍校の校長先生や担任の先生、保護者、母語スタッフ、日本語のスタッフ、いっぼ教室在籍生が集まり盛大に行われます。修了式では、自分の思いを日本語で書いた作文を朗読します。いっぼに入学した時は、ほとんど日本語を話すことができなかった児童・生徒が堂々と朗読する姿に感動します。

(Aさんの作文 小学4年生)

いっぼをしゅうりょうして

日本にきたときはとてもうれしかったです。はじめてちがうくににすめるからです。

いっぼでは九九とかん字とみえこさんの本がむずかしかったです。

それとべんきょうちゅう しずかに するのも たいへんでした。

そして はやく しゅうりょう できるように べんきょうを がんばりました。

じぶんでも よくがんばったと おもいます。

いっぽでうれしかったことは 友だちと いっしょに あそんだことです。

学校では 先生たちと友だちが とても やさしいです。わからないことが あったら おしえてくれます。

しょうらいの ゆめは おいしゃさんに なることです。びょうきの人にしゅじゅつを したりちゅうしゃを うったりして なおして あげたいです。

これからも ちゃんと べんきょうをします。

お父さん お母さんいっぽの 先生ありがとうございました。

だい五小学校の先生これからも よろしく おねがいします。

7. いっぽ教室をささえるボランティア

- ・いっぽ同窓会（松阪国際交流協会による同窓会毎年3月に開催）

2019年6月1日現在、いっぽ教室を修了した児童・生徒の数は390人です。この卒業した児童や生徒が集まるのがいっぽ同窓会です。ここでは修了した児童や生徒の紹介のち、みんなでゲームをしたり、いっぽ教室のテーマソングの「きみとぼくはともだち」を歌ったりします。最後には、お世話になった日本語ボランティアの方たちや先生たちに感謝の気持ちを込めてメッセージを贈ります。



令和元年度外国人児童生徒就学実態調査について

- 1 調査期間 10月～12月
- 2 調査員 タガログ語通訳、ポルトガル語通訳、中国語通訳、市教委担当者
※市教委担当者と通訳（必要言語）の2人で行う。
- 3 対象世帯数 31世帯 36人（フィリピン26世帯31人、ブラジル2世帯2人、
中国3世帯3人） *令和元年度10月現在
※新1年生については、本調査とは別に入学希望届の送付及び学校による家庭訪問（希望届の返信がない場合）を行う。
- 4 調査方法 通訳と2人で家庭訪問を行う。
留守宅は3回以上訪問する。（隣人等から状況を得られた場合は除く）
- 5 調査内容 該当児童生徒の就学状況の確認
日本の学校での就学の意思の確認
家庭環境を含めた生活状況の確認
いっぽ教室及びふたば教室の紹介
※子どもの就学について前向きでない場合、子どもや保護者の不安を取り除きながら、就学の重要性について説明していく。日本での就学や海外での就学の両方について検討を勧める。
※毎年1回の調査を行う。訪問してみると市内に居住実態がない子ども（出国等）が大半を占めている。不就学が確認できた家庭には、何度も家庭訪問を行い、就学に向けての不安を取り除いていく。

外国人の就学状況調査 一覧表

【資料4】

番号	児童生徒名	国籍	現住所	番地等	アパート等	学校区	学年	年齢	性別	昨年度の状況	国内就学	不就学	転居・出国(外国で就学)	不現住	備考
1	1 〇〇〇 〇〇〇〇	フィリピン	〇〇町	△△-△	〇〇アパート△号	〇〇小	小6	12歳	女	外国の学校(父に確認)					
2	2 △△△ △△ △△△	ブラジル	◇◇町	△△-△	□□マンション〇号	□□中	中2	14歳	男	不在中(3回訪問)					
3		ブラジル					中3	15歳	男						
4		フィリピン					小4	9歳	女						
5		フィリピン					小1	7歳	男						
6		フィリピン					小6	11歳	女						
7		フィリピン					中1	13歳	女						
8		フィリピン					小5	10歳	女						
9		中国					中3	14歳	女						
10		フィリピン					小1	7歳	男						
11		フィリピン					小6	12歳	男						
12		フィリピン					小3	8歳	男						
13		フィリピン					中3	14歳	女						
14		フィリピン					小5	11歳	男						
15		フィリピン					小4	10歳	男						
16		フィリピン					中3	14歳	男						
17		フィリピン					中1	12歳	男						
18		フィリピン					小3	8歳	男						
19		フィリピン					小3	8歳	女						
20		フィリピン					中3	14歳	男						
21		フィリピン					小5	11歳	男						
22		フィリピン					中1	12歳	男						
23		フィリピン					小4	9歳	女						
24		フィリピン					小5	10歳	女						
25		フィリピン					中1	12歳	女						
26		フィリピン					小3	8歳	男						
27		中国					中2	14歳	女						
28		フィリピン					中2	15歳	男						
29		フィリピン					小5	11歳	女						
30		フィリピン					小2	7歳	男						
31		フィリピン					小3	8歳	男						
32		フィリピン					中3	15歳	男						
33		フィリピン					小2	7歳	男						
34		フィリピン					小6	12歳	男						
35		フィリピン					小6	10歳	男						
36		中国					中3	14歳	女						

広島市教育委員会



総人口	外国人住民数 ※（ ）は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
1,195,846人	19,874人 (1.7%)	①中国 ②韓国 ③ベトナム	909人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和元年6月末時点）

外国人住民の居住の状況

広島市に在住する外国人市民数は近年増加が続いており、令和元年（2019年）12月末時点で20,351人と、総人口の約1.7%を占めています。平成25年度末（2014年3月末）と平成30年度末（2019年3月末）の人数を比較すると、総人口の増加率は0.7%であるのに対し、外国人市民数は約25%と大幅に増加しています。特に、国籍別ではベトナム、在留資格別では技能実習の増加が著しく、この5年間でベトナム国籍の市民数は約7倍に、技能実習生の人数は2.5倍に増えています。

国は、少子高齢化に伴う深刻な人手不足に対応するため、出入国管理及び難民認定法を改正し、平成31年（2019年）4月から新しい在留資格「特定技能」を創設しました。また、それに合わせ、日本人と外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、その目指すべき方向性を示した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。

令和2年（2020年）に入り、特定技能外国人労働者の受入れが本格的に開始されると見込まれることや、国内の労働者不足の状況が解消されていないこと等の状況から、今後も本市の外国人市民の増加は続くものと見込まれます。

広島市教育委員会における就学状況把握・就学促進の取組

- 学齢簿に準ずるものの整備
- 多言語による情報発信
- 外国人学校との情報連携

以下の流れで就学状況を把握。

【前提】住民情報の入手方法

住基システム担当課から外国籍を含めた学齢(相当)者に係る住民情報(氏名、住所、生年月日等の基本情報のほか、国籍の情報も有り。)データ入手し、学齢簿システムに取り込む。(月に2回)

新小1年生相当者への対応

- 学齢簿システムを活用し就学案内を世帯主宛に9月頃に送付。
 - * 学齢簿システムから対象者を抽出し、就学案内を作成
 - * 就学案内は7言語に対応(首長部局の国際交流部に翻訳作業を依頼)
- 9月以降に転入してきた場合は、住民登録担当課から保護者へ就学案内を渡す。

転入してきた学齢相当者(新小1年生を除く。)への対応

- 住民登録担当課から保護者へ就学案内を渡す。

- 把握した就学先等の情報を学齢簿に準ずるものに記録。

就学状況不明者への対応(外国人学校への問合せ)

- 年1回、教育委員会職員(2名程度)が市内の外国人学校への訪問を実施。
 - ⇒ 学齢簿に準ずるものに照らして就学状況が不明な子供のリストを作成し、在籍状況を確認してもらう。(厚生労働省の「居住実態が把握できない児童に関する調査」への対応のために訪問しているが、外国籍学齢相当者の就学状況を把握する重要性を説明の上、任意で情報提供に協力していただいている。8月頃に訪問。)

- 外国人学校への調査結果を学齢簿に準ずるものに記録。

- 上記のほか、2019年度版『外国人市民のための生活ガイドブック』(7言語対応)を作成するなど、多言語による情報発信を行っている。

令和元年9月12日

保護者様

広島市教育委員会
(学事課)

広島市立学校への入学について (案内)

あなたのお子さんは、2020年(令和2年)4月に日本の義務教育課程である小学校への入学年齢になります。

広島市立学校へ就学を希望する場合は、同封の「就学申請書(新入学児童用)」を、下記のとおり提出してください。提出後、1月末に「入学通知書」を送ります。

なお、就学申請書提出後、広島市立学校以外へ入学することになったときは、学事課まで連絡してください。

その他お子さんの就学についてご不明の点がありましたら、学事課へお問い合わせください。

記

1 提出期限 2019年(令和元年)10月31日(木)

2 提出先及び問い合わせ先

● 各区役所市民課・出張所

または

● 広島市教育委員会学事課

〒730-8586

広島市中央区国泰寺町一丁目4番21号

TEL (082) 504-2469

※ 郵送で「就学申請書(新入学児童用)」を提出する場合は、教育委員会学事課あてにお願いします。

裏面に続きます。

◎「2020年度（令和元年度）新入学児童」とは、
 2013年（平成25年）4月2日から
 2014年（平成26年）4月1日までの間に生まれた人です。

◎ 学齢の児童を対象とした教育施設は、次のものがあります。
 なお、広島大学附属学校・私立学校または外国人学校の入学手続き等は、直接各学校にお問い合わせください。

(1) 公立学校（広島市内）

① 小学校

公立	広島市立各小学校	広島市内（142校）	—
----	----------	------------	---

② 特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害）

区分	学校名	所在地	電話番号
公立	広島県立各特別支援学校	広島市内（4校）	—
	広島市立広島特別支援学校	南区出島四丁目1-1	250-7101

(2) 広島大学附属学校・私立学校又は外国人学校（広島市内）

① 小学校

区分	学校名	所在地	電話番号
広島大学附属学校	広島大学附属小学校	南区翠一丁目1-1	251-9882
	広島大学附属東雲小学校	南区東雲三丁目1-33	282-1161
私立	広島三育学院小学校	中区竹屋町4-8	243-4526
	安田小学校	中区白島北町1-41	221-5472
	なぎさ公園小学校	佐伯区海老山南二丁目2-30	943-0001

② 外国人学校

区分	学校名	所在地	電話番号
私立	広島インターナショナルスクール	安佐北区倉掛三丁目49-1	843-4111
	広島朝鮮初・中・高級学校	東区山根町37-50	261-0028

がいこくじんしみん
外国人市民のための
せいかつ
生活ガイドブック

にほんご
日本語



れいわ がんねん ねん がつ ひろしまし し しみんきょく
令和元年(2019年)10月 広島市市民局

ようこそひろしまへ		
1	消防車・救急車（119番）・警察（110番）	
1-1	火事・急病などの時	1
1-2	交通事故・犯罪の被害にあった時	2
2	日常生活について	
2-1	ごみの出し方	2
2-2	水道・下水道・電気・ガス	3
2-3	住宅	4
2-4	郵便	5
2-5	生活のルール、マナー、習慣〔住まいのルール、町内会・交通・ペットなど〕	5
3	暮らしのために必要な手続き	
3-1	外国人市民のための制度〔在留管理・住民基本台帳・在留資格など〕	7
3-2	区役所への届出〔住民登録・戸籍関係（引越、結婚、出産、死亡など）〕	9
3-3	健康保険	11
3-4	介護保険	13
3-5	年金	14
3-6	税金	15
3-7	児童手当	15
4	暮らしのサポート	
4-1	医療〔休日・夜間の救急医療〕	15
4-2	健康・福祉	17
4-3	育児	18
4-4	教育	19
4-5	仕事	20
4-6	お金に困ったとき	21
5	防災情報	
5-1	自然災害	21
6	相談・案内窓口一覧	
6-1	相談窓口	23
6-2	市の機関、施設等	26
6-3	外国公館、国際機関等	30
6-4	その他	30
7	生活の中で見る主な標識等	31
8	家庭ごみの正しい出し方	33
9	外国人市民のための緊急・救急カード	40

4-3 育児

4-3-1 妊娠・出産

妊娠したら、区役所厚生部保健福祉課（東区は地域支えあい課）（P27参照）に申し出てください。母子健康手帳をお渡します。（英語、中国語、フィリピン語、タイ語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語で表記したのものもあります。）

この手帳は、母と子の健康状態を記録するもので、綴じ込みの健康診査券、予防接種券でサービスが受けられます。

乳幼児は、1歳の誕生日の前日までに2回医療機関で受診できる乳児一般健康診査と、市が行う4か月児健康相談、1歳6か月児・3歳児健康診査を受けることができます。4か月児健康相談、1歳6か月児・3歳児健康診査については、市から通知が届きます。

0歳から中学3年生まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子ども（入院は「中学3年生」まで、通院は「小学3年生」まで）を対象に、医療費を補助します。（所得制限があります。）

また、0歳児から中学校第3学年まで（15歳到達後、最初の3月31日まで）の子どもを育てている人に対して児童手当を支給します（P15参照）。住んでいる区の区役所厚生部保健福祉課（東区は福祉課）（P27参照）にお問い合わせください。

4-3-2 保育園等

保育園等は、子どもの親が働いていたり病気であったりするなどの理由で、子どもを昼間、家庭で保育できない場合、子どもを預かり保育する施設です。0歳から小学校入学前までの子どもが対象です。

保育料は、その子どもの家庭の市民税額等を基準にして決まります。

この施設には、次のような施設があります。

- 保育園
- 認定こども園（幼稚園と保育園の両方の機能を持った施設です。）
- 小規模保育事業所（小規模で0歳から2歳までの子どもが対象です。）
- 事業所内保育事業所（地域枠）（企業が従業員のために作った保育施設で、地域の子どもの受け入れられています。0歳から2歳までの子どもが対象です。）

原則として、入園を希望する月の前月の10日までに申込みの手続きをしてください。

（ただし、3・4月入園希望の場合を除く）

入園の申込みや保育料の相談は、入園を希望する保育園等がある区の厚生部保健福祉課（東区は福祉課）（P27参照）で行っています。

4-3-3 幼稚園

幼稚園は、小学校入学前の子どもを対象としている教育施設です。幼稚園には市立幼稚園と私立幼稚園があります。

市立幼稚園は、4歳児と5歳児を対象としています。（基町、落合、船越の3園は3歳児も対象）3歳児と4歳児の募集は入園前の11月に行っています。また、欠員がある幼稚園では、いつでも入園を受け付けています。市立幼稚園に関しては、教育委員会指導第一課にお問い合わせください。（Tel 082-504-2784）

なお、私立幼稚園の多くは3歳児から5歳児を対象としています。入園を希望される場合は希望する幼稚園に直接お問い合わせください。

4-3-4 放課後児童クラブ

小学校1年生から6年生までの子どもを対象として、保護者が働いているなどの理由で、放課後、週4日以上、午後5時ごろまで家庭で保育できない場合、子どもを預かり保育する事業です。利用に当たっての条件等については、利用を希望する放課後児童クラブに直接お問い合わせください。

4-4 教育

4-4-1 日本の教育制度

日本の義務教育制度は、6歳から12歳までの小学校6年間と12歳から15歳までの中学校3年間のあわせて9年間です。

さらに、教育を受けたい場合は、試験を受け高等学校3年間、大学4年間（短期大学の場合は2年間）等に進学することができます。

どの学校も、学年は4月に始まり、翌年の3月に終わります。また、学校の種類は公立（国立・県立・市立）と私立があります。

4-4-2 小学校・中学校・特別支援学校

市立の小・中学校への入学を希望する場合は、住んでいる区の区役所（P26参照）市民課または教育委員会学事課（Tel082-504-2469）にお問い合わせください。

特別支援学校への入学を希望する場合は、青少年総合相談センター（Tel082-504-2197）へお問い合わせください。

市立小・中学校・特別支援学校へは日本語の能力にかかわらず入学することができますが、住んでいるところで入学する学校が決まっています。

市立小・中学校・特別支援学校の授業は、日本語で行われます。授業料は不要ですが、給食費や教材費の一部にお金がかかります。

市では、経済的な理由で子どもを学校に通わせることが困難な家庭に対して学習に必要な費用を援助する就学援助を行っています。就学援助については、通学する学校または教育委員会学事課（Tel082-504-2469）にお問い合わせください。

4-4-3 高等学校（高校）

日本では98%以上の人が高校に進学しています。

入学するためには、試験を受ける必要があります。推薦入学制度がある学校もあります（日本の中学校を卒業していなくても、同じ程度の学力があると認められれば、入学試験を受けることができます。）。

高校は、国・県・市が設置している公立学校と私立学校があり、授業内容により普通科と専門学科（工業科、商業科、農業科など）と総合学科、また、授業を受ける時間帯などによって、全日制、定時制（昼間・夜間）、通信制に分かれています。

市立の高校については、教育委員会指導第二課（Tel082-504-2704）にお問い合わせください。

他の高校については次のところにお問い合わせください。

- | | | |
|---------|--|-----------------|
| ※ 国立の学校 | ひろしまだいがく ぞくこうとうがっこう
広島大学附属高等学校 | Tel082-251-0192 |
| ※ 県立の学校 | ひろしまけんきょういくいいんかいこうこうきょういくしどうか
広島県教育委員会高校教育指導課 | Tel082-513-4992 |
| ※ 私立の学校 | ひろしまけん しりつがっこうだんたいそうこうじむきょく
広島県私立学校団体総合事務局 | Tel082-241-2805 |

4-4-4 短期大学・大学

短期大学(短大)と大学に入学するためには、高校と同様に入学試験を受ける必要があります(日本の中学校や高校を卒業していなくても、同じ程度の学力があると認められれば、入学試験を受けることができます。)

入学を希望される場合は、希望する短大や大学に直接お問い合わせください。

4-4-5 外国人学校

市内には、英語で授業が行われる広島インターナショナルスクール、韓国・朝鮮語で授業が行われる広島朝鮮初中高級学校があります。

外国人学校は、各種学校とされ、いずれの学校も、日本の幼稚園、小学校、中学校及び高校に相当する課程があり、日本の大学へ進学できる場合もあります。詳しくは、各学校へお問い合わせください。

※ 広島インターナショナルスクール TEL082-843-4111

※ 広島朝鮮初中高級学校 TEL082-261-0028

4-4-6 日本語を習いたいときに

日本語を習うところとして、日本語学校のほか国際交流団体や地域のボランティア団体が公民館等で開催している日本語教室や日本語講座があります。

日本語学校は、授業料が必要です。地域の公民館等で開催している日本語教室や日本語講座の場合は、安い費用または無料で習うことができます。広島平和文化センター国際交流・協力課のホームページ(<http://www.pcf.city.hiroshima.jp/irocd/Japanese/index.html>)の「広島市内の日本語教室」を見て、希望する教室に直接お問い合わせください。

日本語学校を希望される場合は、希望する学校に直接お問い合わせください。

4-5 仕事

仕事をする必要がある場合や既に仕事に就いていて雇用・労働条件等のトラブルが生じた場合は、次の相談窓口にお問い合わせください。

● 職業相談・紹介に対する問い合わせ

広島外国人雇用サービスコーナー(ハローワーク広島内)(P24参照)

通訳: 10:00~16:00 (TEL082-228-0522)

スペイン語、ポルトガル語(月曜日・木曜日・第2・4水曜日に配置)

中国語(月曜日・水曜日・金曜日に配置)、英語(火曜日に配置)

※ ハローワーク広島以外に、市内にあるハローワーク

ハローワーク広島東 TEL082-264-8609

通訳: 月曜日・水曜日 10:00~16:30 スペイン語、ポルトガル語

ハローワーク可部 TEL082-815-8609

● 雇用・労働条件等のトラブルの相談 (P24参照)

広島外国人労働者労働条件相談コーナー(広島労働局監督課内)

開設時間: 9:00~12:00 13:00~16:30 (TEL082-221-9242)

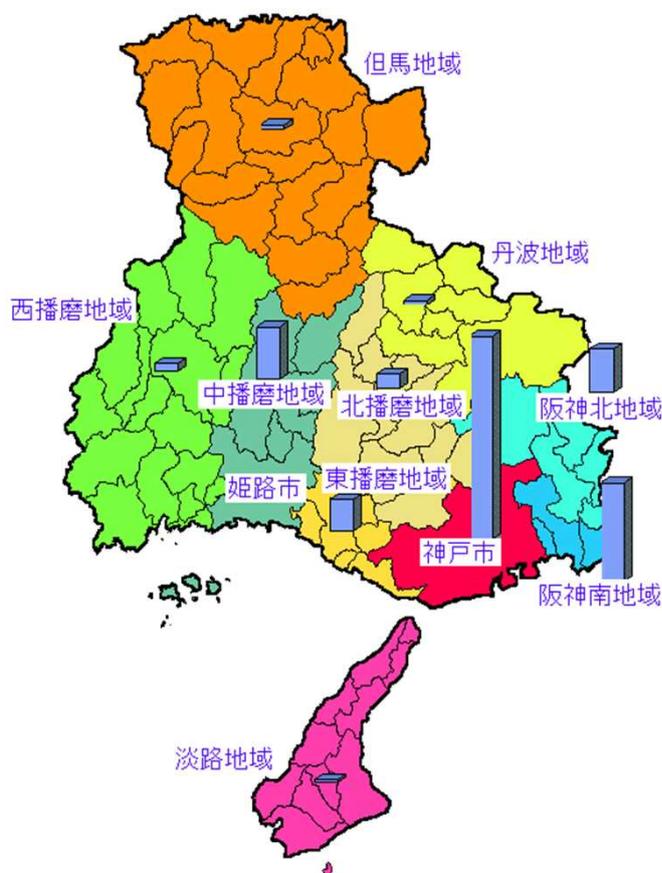
通訳: ポルトガル語、スペイン語(火曜日・金曜日)、中国語(金曜日)

広島中央外国人労働者労働条件相談コーナー(広島中央労働基準監督署内)

開設時間: 9:30~12:00 13:00~17:00 (TEL082-221-2460)

通訳: ベトナム語(火曜日)

兵庫県教育委員会



総人口	外国人住民数 ※ () は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
5,534,938人	109,928人 (2.0%)	①韓国 ②中国 ③ベトナム	4,493人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和元年6月末時点）

兵庫県教育委員会における多文化共生社会の実現をめざす教育

1 外国人児童生徒等の数・分布

現在、兵庫県において公立学校に在籍する外国人児童生徒数は3,299人（令和元年5月1日現在）で、そのうち日本語指導が必要な外国人児童生徒は1,076人である。県内の分布をみると、神戸市と姫路市は一部集住化傾向にあるが、その他の地域は散在化傾向であり、近年、さらに多言語化が進んでいる傾向にある。

2 外国人児童生徒等の受け入れ・指導体制

兵庫県教育委員会では、平成12年に「外国人児童生徒にかかわる教育指針」を策定し、外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒に国籍や民族等の「違い」を「違い」と認め合い、豊かに共生しようとする意欲や態度を育むなど、人権尊重を基盤に多文化共生社会の実現をめざす教育を推進するために以下のような事業を実施している。

(1) 就学状況の把握及び就学促進に関する取組（別紙参照）

(2) 受け入れ体制

- ①「子ども多文化共生センター」を設置し、教育相談や情報提供を行っている。
- ②「外国人児童生徒にかかわる就学支援ガイダンス」を県内4会場で実施している。

(3) 指導・支援体制

- ①母語支援
来日間もない外国人児童生徒等に対して、児童生徒の母語が話せる「子ども多文化共生サポーター」を派遣している。
- ②日本語指導
県内3校を日本語指導研究推進校に指定。推進教員を配置し、日本語指導について研究を進め、成果を県内に発信している。
- ③教員等研修
市町組合教育委員会や日本語指導研究推進教員、児童生徒支援教員(日本語指導)等に対して研修会を実施している。

兵庫県における外国人の子供の就学状況の調査

目的

就学年齢にある外国人児童生徒の在籍状況を調査し、不就学等の実態を把握するとともに、その要因等について分析を行うことにより、外国人の子供の受入れに向けた支援を行う。(2006年の文部科学省「不就学外国人児童生徒支援事業」をきっかけに開始。)

兵庫県教育委員会は、各市町教育委員会が調査を実施するために、次のような手順で他機関との連携を図っている。

- ① 知事部局の関連部署を通し、それぞれが所管する私立学校・外国人学校及び市町住民基本台帳部署に市町教育委員会への協力を依頼
- ② 県教育委員会からも国立附属学校、私立学校、外国人学校へ協力を依頼

このことによって、市町教育委員会が公立の就学状況が把握できる。



県教育委員会の依頼を受け、**各市町教育委員会**は、次の手続きにより調査を実施する。

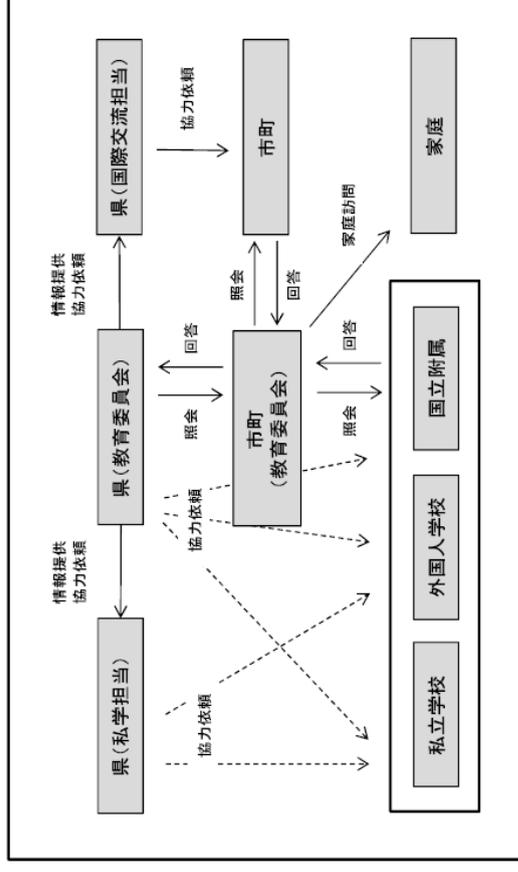
- ① 住民基本台帳情報に基づき学齢相当(6歳~14歳)の外国人の子供の名簿作成(5月1日現在)
- ② ①の名簿で公立学校に在籍している児童生徒を確認。さらに国立・私立学校及び外国人学校等に連絡をとり(訪問、電話、メール等)、各校に在籍している児童生徒を確認。
- ③ ②のいずれにも在籍していない子供を対象に、在住等確認の文書の送付。
- ④ 文書回答がない家庭への戸別訪問による在住等確認(主に教育委員会の職員が訪問。場合によって通訳同伴。)
- ⑤ 不就学者とその状況を把握。⇒就学案内

調査を始めた当初の課題

- ① 「住民基本台帳」を所管している課から協力を得ることが難しかったこと。
⇒ 現在では課題に関する認識が共有され協力を得られているが、他部局を巻き込んだ取組を進めるに当たっては、国からの通知文等による働きかけが有効と思われる。
- ② 各種学校から協力を得ることが難しかったこと。
⇒ 県教育委員会から文書で依頼することにより解決を図った。
(1)産業労働部国際局国際交流課、企画県民部管理局私学教育課
(2)国立学校、私立学校、外国人学校

現在抱えている課題

不就学者がいた場合に保護者の理解を得ること。



お役立ちツール

Main target
児童生徒
保護者

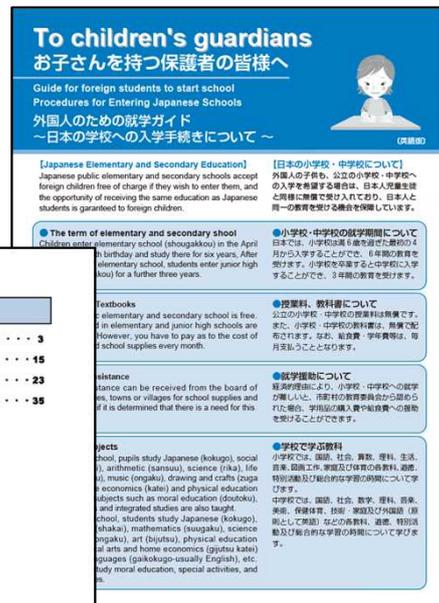
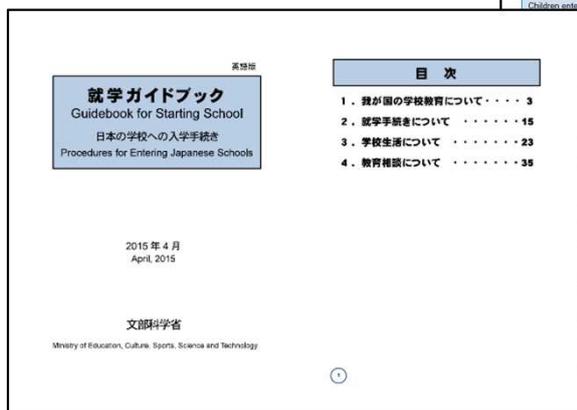
外国人児童生徒のための就学ガイドブック

日本の学校のしくみや入学手続きについて説明

- ・ 英語、韓国・朝鮮語、ヴェトナム語、フィリピン語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の翻訳
- ・ チラシ版（裏表1枚）、ガイドブック版の2種類



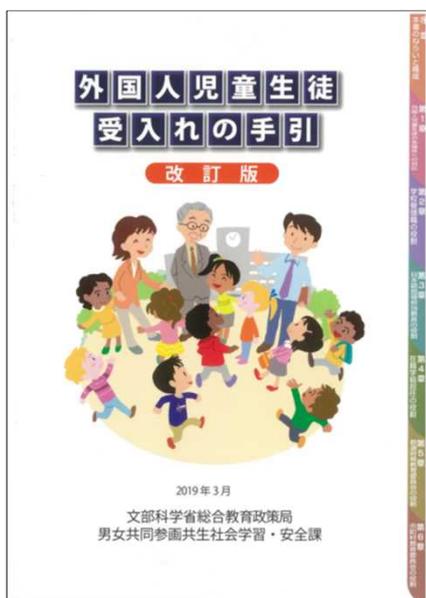
https://www.mext.go.jp/a_menu/hotou/clarinet/003/1320860.htm



Main target
教員
学校
教育委員会

外国人児童生徒受入れの手引き

外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項をまとめた手引き



https://www.mext.go.jp/a_menu/hotou/clarinet/002/1304668.htm

※明石書店で製本版も取扱いあり（880円）

Main target
**教員
 学校
 教育委員会**

かすたねっと (外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト)

各都道府県・市町村教育委員会等で公開されている多言語による文書や日本語指導、特別な配慮をした教科指導のための教材等、様々な資料の検索が可能（教材、保護者へのお知らせ文書、学校用語 など）



<https://casta-net.mext.go.jp/>

Main target
**教育委員会
 大学
 地域**

日本語指導アドバイザー

研修講師を招きたい、知見のない散在地域で専門的アドバイスがほしい、大学でどのようなカリキュラムで学ばせればよいか、NPOと連携した地域の取組ができないか、といった悩みに対して指導助言を行うアドバイザーを派遣
 ※申請主体は地方公共団体・大学



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm

都道府県・市町村教育委員会で外国人児童生徒等の教育を担当する皆様
 大学関係者の皆様
 自治体で多文化共生に取り組む皆様

派遣費用は文科省が負担します!

文部科学省 日本語指導アドバイザー

増加する外国人児童生徒等に対する日本語指導や学習支援について、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「日本語指導アドバイザー」の派遣を行います。

このようなご希望や悩み…

- 教育委員会で…
 - 外国人児童生徒等の教育について研修をやりたい! そのために、経験豊富な講師を招きたい。
- 教育委員会や大学で…
 - 外国人散在地域のため、対応が遅れている。外国人児童生徒等の対応態様について、専門的な見地からアドバイスが欲しい。
- 大学で…
 - 教員志望の学生に、日本語指導について学ばせたい、どんなカリキュラムがいいのか…。
- 地域で…
 - 子どものいる外国人家庭がとて多いNPOと連携して、支援の取組ができないか…。

日本語指導アドバイザーがお手伝いします!

◎日本語指導アドバイザー派遣の流れ

- 相談** 自治体・大学のご担当から文部科学省担当に対し、お電話又はメールで問い合わせください。
 【電話】03-6734-2005 【メール】nihongo-shidou@mext.go.jp
- アドバイザーの決定** 派遣申請書提出いただけます。申請内容に基づき、派遣するアドバイザーを文部科学省が決定します。
- 内容の調整** アドバイザーと連絡を取っていただき、支援をお願いしたい内容について相談してください。
- 派遣先での業務の実施** アドバイザーに赴いていただき、研修講師や指導助言などを実施していただきます。
- 報告書の提出** アドバイザー派遣を受けた内容について、報告書提出してください。

文部科学省日本語指導アドバイザーのメリット

- 外国人児童生徒等の教育や支援を長年実践されている方、**専門家を派遣**します。
- 地域の実情を踏まえた日本語指導や支援の実施について、**丁寧にアドバイス**します。
- 派遣に要する費用は**無料**です。

詳細については、文部科学省HPをご覧ください。
 【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm

日本語指導アドバイザーの派遣 **検索**